

4月  
から



# 65歳以上の人の介護保険料 後期高齢者医療保険料

が変わります



## 地域包括支援センター お気軽に相談を

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点となる「地域包括支援センター」を市内10カ所に設置しています。お気軽に相談ください。

〔主な業務〕  
○介護予防ケアマネジメント  
○介護予防対象者の選定・評価など  
○総合相談・支援  
○高齢者らが抱えるさまざまな相談への対応と、継続的なフォローなど  
○権利擁護  
○高齢者の人権や財産を守るため、成年後見制度の活用  
○支援や虐待の早期発見・防止など  
○包括的・継続的ケアマネジメント  
○支援  
○医療・ケアマネージャーなどのネットワーク構築、切れ目のない支援体制の整備

担当地区	センター名称・所在地	連絡先
湯山・五明 伊台・道後 湯築・桑原	地域包括支援センター桑原・道後 (持田町一丁目3-30)	☎993-5666 FAX993-5668
石井東 石井西 浮穴・久谷	地域包括支援センター石井・久谷 (井門町374-2)	☎957-0808 FAX957-3303
小野・久米	地域包括支援センター小野・久米 (南土居町67-1)	☎970-3761 FAX975-7620
番町・八坂 東雲・素鷲	地域包括支援センター東・拓南 (中村三丁目5-11)	☎915-7760 FAX915-7763
新玉・雄郡 清水・味酒	地域包括支援センター城西・勝山 (清水町三丁目15)	☎911-1135 FAX911-1140
余土・垣生 生石・味生	地域包括支援センター西 (空港通七丁目14-12)	☎972-3888 FAX972-3890
宮前・三津浜 高浜・興居島	地域包括支援センター三津浜 (東山町143)	☎911-0661 FAX911-0662
中島	地域包括支援センター中島 (中島大浦672-1)	☎997-0454 FAX997-0454
和気・潮見 堀江・久枝	地域包括支援センター城北 (内宮町552-1)	☎911-8005 FAX911-8006
浅海・立岩 難波・正岡 北条・河野 粟井	地域包括支援センター北条 (下難波甲1014)	☎911-7757 FAX911-7758

## 平成24～26年度 保険料

保険料は介護サービスに係る費用などから算出され、皆さんの所得などに応じて段階が決まります。

対象	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
生活保護または老齢福祉年金受給者でかつ世帯全員が市町村民税非課税の人	33,230円 基準額×0.48						
世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		33,230円 基準額×0.48					
世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない人			50,540円 基準額×0.73				
本人が市町村民税非課税の人				69,240円 基準額			
本人に市町村民税が課税され合計所得金額が190万円未満の人					86,550円 基準額×1.25		
本人に市町村民税が課税され合計所得金額が190万円以上400万円未満の人						103,860円 基準額×1.5	
本人に市町村民税が課税され合計所得金額が400万円以上の人							121,170円 基準額×1.75

65歳以上の人の平成24～26年度の介護保険料が左記のとおり変わります。

介護保険料の基準額は、今後3年間の高齢者数や介護給付費の見込みなどから、3年ごとに見直しています。

介護保険料の上昇を緩和し、この上昇を抑えるため、県

お問い合わせは、介護保険課 ☎948 6919・FAX 934 0815へ

## 65歳以上の人の介護保険料

急速な高齢化に伴い、重度の要介護者や高齢者世帯の増加などにより、介護サービスに係る経費が増えることから、平成24～26年度までの保険料基準額が上昇します。介護保険料の上昇を緩和しました。

## 平成24・25年度 保険料

1人当たりの保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じた「所得割額」の合計となります。

均等割額 44,194円 (平成22・23年度は) 41,227円	+	所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 8.72% (平成22・23年度は) 7.84%	=	保険料(年額) ※10円未満切り捨て 限度額55万円 (平成23年度までは) 限度額50万円
---	---	---	---	---

所得の低い人や、被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険。市町村民税や国保組合は対象外）の被扶養者だった人の保険料は、引き続き軽減します。所得の低い人の軽減額は世帯の所得水準などに応じて異なります。

平成24・25年度の後期高齢者医療保険料が左記のとおり変わります。

近年の高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費が年々増加していることから、今回の改定に当たっては、県財政安定化基金を活用し、上昇する保険料の負担を抑えました。

## 後期高齢者医療保険料

## ジェネリック医薬品の活用を

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に国の承認を得て販売される、新薬と同じ有効成分を持つ医薬品のことです。効き目や安全性は新薬と同等で安価なため、窓口負担の軽減につながります。希望される場合は、医療機関や薬局の窓口でご相談ください。

お問い合わせは、高齢福祉課 ☎948 6941・FAX 934 9117  
63、県後期高齢者医療広域連合 ☎911 7733・FAX 934 9117  
735へ